

総務厚生常任委員会会議録

目次

【開 会】	4
議案第 1号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第3号）	4
議案第 2号 矢板市自家用有償バス設置条例の一部改正について	10
議案第 3号 矢板市市税条例の一部改正について	13
議案第 4号 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について	15
委員長報告	20
閉 会	20

1 日 時

令和3年6月8日（火）午前9時54分～午前11時17分

2 場 所

第1委員会室

3 出席委員（8名）

委員長 高瀬由子
副委員長 掛下法示
委員 藤田欽哉 佐貫 薫 小林勇治
 宮本妙子 石井侑男 中村久信

4 欠席委員

なし

5 説明員（19名）

(1) 総合政策課（2人）

①総合政策課長 高橋弘一
②政策企画担当 小林 徹

(2) デジタル戦略課（2人）

①デジタル戦略課長 石川民男
②デジタル戦略担当 齋藤弘明

(3) 秘書広報課（1人）

①秘書広報課長 佐藤賢一

(4) 総務課（5人）

①総務課長 塚原延欣
②行政担当 日賀野真
③人事担当 星宮良行
④財政担当 松本一裕
⑤管財担当 船山幸男

(5) 税務課（3人）

①税務課長 丸谷久美子
②管理収納担当 清水ゆう子
③資産税担当 荒浪弘和

(6) 社会福祉課（1人）

①社会福祉課長 沼野晋一

(7) 子ども課（3人）

①子ども課長 小野崎賢一
②子育て支援担当 矢板 洋
③保育担当 山下征子

(8) 生活環境課（2人）

①生活環境課長 柳田 豊
②危機対策担当 谷中清吉

6 欠席説明員

新型コロナウイルス感染症対策のため、関係部課長等以外は出席せず。

7 担当書記 黒崎 真史

8 付議事件

- 議案第 1号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第3号）
- 議案第 2号 矢板市自家用有償バス設置条例の一部改正について
- 議案第 3号 矢板市市税条例の一部改正について
- 議案第 4号 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

9 会議の経過及び結果

【開 会】

○委員長（高瀬由子） ただいまの出席委員は8名で、定足数に達しているから、会議は成立している。

ただいまから、総務厚生常任委員会を開会する。 (9時54分)

○委員長 これより議事に入る。この委員会に付託された案件は、議案第1号から議案第4号までの4件である。

議案第 1号 令和3年度矢板市一般会計補正予算（第3号）

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長（塚原延欣） 補正予算書の1ページをお開きいただきたい。

（「補正予算書」1ページの朗読を省略、2・3ページにより説明。）

（詳細について「予算に関する説明書」4～9ページにより説明。）

歳入

15款2項1目 総務費国庫補助金。マイナポイント事業費補助金で10分の10のものである。

15款2項2目 民生費国庫補助金。子育て世帯生活支援特別給付金の事務費と事業費の本体である。これも10分の10の補助となる。

16款2項7目 教育費県補助金。街頭防犯カメラ設置補助金で、来年度の国体に向けて、県で新たに創設した防犯カメラを設置するための補助金をつくり、これが1基当たり20万円の定額補助で、6基を予定してこの金額である。

19款1項7目 財政調整基金繰入金である。

21款4項4目 雑入。コミュニティ助成事業助成金である。

歳出

2款1項6目 企画費。個人番号カード利用環境整備事業にかかる経費となる。マイナポイントが令和2年度で完了予定だったが、それが今年の9月まで延長されたことに伴っての事業費であり、マイキーIDの設定やマイナポイントの申し込みの支援をする経費。報酬、社会保険料、費用弁償については会計年度任用職員、7～9月分の3か月分。消耗品費は事業の消耗品。印刷製本費、通信運搬費等は、ポスター・リーフレット等の印刷、または郵送料。手数料はポスター等を郵送する際に福祉施設を利用して封入を依頼する費用。使用料及び賃借料は支援用端末の使用料。

3款2項1目 児童福祉総務費。子育て世帯生活支援特別給付金の事務。報酬、期末手当、保険料、費用弁償が会計年度任用職員分。消耗品費は事務用品の消耗品等。印刷製本費はチラシの印刷。通信運搬費は郵送料。手数料は給付金の振り込み手数料。委託料は児童手当システムの改修の委託料。

3款2項2目 児童措置費。子育て世帯生活支援特別給付金の給付事業。扶助費については、1人5万円で483名分。児童扶養手当受給者以外の分。

9款1項4目 防災費。一般社団法人自治総合センターの助成金を活用して自主防災組織の備品、その整備を図るための補助。

10款5項1目 保健体育総務費。国体の防犯対策で、県で創設した補助金を活用して防犯カメラ6台を設置する経費で、そのカメラの設置位置等については県警と協議をして整える。光熱水費は電気料。委託料は、防犯カメラ6台を設置調整する経費。

給与費明細書 1の一般職の(1)総括の一番下の比較の欄。この数字が先ほど説明した会計年度任用職員分。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第1号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○副委員長（掛下法示） マイナンバーカードの普及率はどの程度か。

○デジタル戦略課長（石川民男） 交付率は、5月末時点で28.8%。

○委員長 ほかに。

○佐貫委員 民生費の児童手当等給付費について、支給時期はいつか。

○子ども課長（小野崎賢一） 4月全協の説明では、専決予算でまず独り親世帯に対して予算化したもの。これについては、5月1日に最初に振り込んでいる。今回の補正は、その他世帯で、主に令和3年4月分の児童手当、または特別児童扶養手当を受給され、かつ令和3年度の住民税非課税世帯の方が対象となる。この方については、申請不要となる。今回、補正予算の審議をいただき、議決になった後はまずシステムの改修を行い、その対象世帯を抽出し、受給できる旨のお知らせをし、その方に対して、受給拒否届出を出す方については、受け取ることになっているので、その確認をした後に給付というスケジュールで考えているので、今のところ7月末ぐらいと考えている。

以上が、申請が不要な方。申請の必要な方もいて、住民税の非課税世帯であるが、いわゆる児童手当に該当してない方、いわゆる16～18歳のお子さんがある世帯については、申請が必要となる。また、家計急変ということで、今申した18歳以下のお子さんがある世帯で、令和3年1月以降の家計が急変した場合に、そういった方も対象となるが、この方も申請が必要で、この方の申請については、今言った1回目の振り込みの給付の終わった後、8月以降に申請受け付け開始と考えている。期限が令和4年2月28日までとなっている。スケジュール的にはそのように考えている。

○佐貫委員 2つ確認だが、最終が令和4年2月末ということだが、早く申請があれば、早くやるという認識でいいのか。

また、申請が必要な方というのは、必ずその情報が届くようになっているのか。

○子ども課長 申請があれば、都度都度、給付していく予定。

もう一点、申請が必要な方に関しては積極支給ということである程度給付できた方については大丈夫だが、それ以外で該当しそうな方については、ある程度抽出し、個別にアナウンスしていく予定。また、申請が必要な方で16歳以上の方、主に高校生になるかと思うが、この方については、国の要請として都道府県に対し高等学校にも

その制度のパンフレットを周知することを依頼していると聞いているので、市としては、対象となる方に個別に通知を考えており、また、高校生については県からのアナウンス、また、市としては広報誌、ホームページ等で周知を図っていきたいと考えている。

○委員長 ほかに。

○中村委員 7ページ企画費。印刷製本費と通信運搬費、それぞれ結構な額である。

どのような事業を行うのか、中身を教えてください。

○デジタル戦略課長 まず、ポスターは2種類、A2サイズの大きなもの。これを1,100枚、矢板市内の各事業所に封筒に入れて、送って周知をお願いするもの。その送るものとして、事業所が約1,100事業所あるのでそれを基にしている。次に、リーフレットを各事業所に50枚ずつ入れて配っていただくもの。そして、封入、封緘の費用を1,100事業所分。また、市民課のほうに、クリアファイルに入れて、ポケットティッシュとあわせてリーフレット等を入れていくという形。

○中村委員 通信運搬費は1,100事業所に送る費用ということか。

○デジタル戦略課長 通信料自体も含んでおり、正確には、マイキーID支援の回線費用も含めている。

郵送料自体も50枚入れると、結構な重量になる。1通当たり1,040ぐらいかかる。それがこの数字として出てきている。

○中村委員 郵便以外で安く送る方法はないか。

○デジタル戦略課長 業者に、封入封緘をしてもらい、発送までしていただく。事業所に到達しているかという確認をトータルして勘案したところ、郵便という判断に至ったところ。

○中村委員 もう1点。先ほど、防災費のところ、補助が入ってきてそれを各行政区単位だと思うが、防災組織に交付するという話だったと思うが、これは、200万の補助は、最初に行政区から聞き取って、それに基づいて200万が出てきたのか。200

万が来たから逆にそれを各行政区に、これから使途を聞く形になのか。また、どれぐらいの行政区に対してどのようなものを調達するためにこの交付をするのか。

○生活環境課長 この補助は、各行政区に補助する通常の補助金と少し違い、ハッピーハイランド矢板行政区で、テントほか防災資器材の整備で、令和2年10月27日に、一般社団法人自治総合センターに申請し、そちらから栃木県知事に3月26日に満額の200万を補助する決定が来て、栃木県から市に3月30日に決定が来たもので、当初予算に間に合わず、特別上げさせていただいたものなので、御理解いただきたいと思います。

○委員長 ほかに。

○副委員長 マイナンバーカードの普及率の目標値があるのか。また、利便性を上げるための取組を伺う。

○デジタル戦略課長 具体的な目標値というものは定まってはいない状態。とにかく国から100%補助を出すので、やりなさいという流れで進んでいるもの。例えば5月、カード交付に対して、マイナポイントの予約申し込み数というものがあり、それが11.93%。実際そんなに高くないので、それを上げていくことが必要。

国が、前年度3月末に渡り、各家庭にマイナンバーカード取得してくださいという通知を出したと思う。それについて、3月末までに申請した人についてはマイナポイントを通常よりも多く出すというキャンペーンを含んでいたかと思う。それをさらに9月末のこの補助金の事業を使い、マイナポイントのマイキーIDを皆さん登録してくださいというものになる。

利便性の確保については、市町村独自のマイナンバーカードの活用というものが、まだ着手されていないので、そこを着手していかないと、おそらく新しい展開にはそれほど進まない。保険証、運転免許書もマイナンバーカードに含まれて使えるようになってくる。もしくは、スマートフォンや携帯にそういう機能が入ってくるであろうということは予測されているが、確定ではない。その辺を広く見極めながら、拡充に

ついて、今後デジタル化の社会の中では絶対に必要になるので、それについて広く見極めながら進めていきたい。

○中村委員 9ページ、保健体育総務費の委託料。283万3,000円ということで、1台20万円6基と比べ、160万ぐらいがプラスになっているが、これは工事費ということか。

○総務課長 機械そのものは50万ぐらいする。ただ実質2分の1補助になるかと思うが、電柱への設置、これは東電の電柱とか、電柱がないところは1か所だけ電柱立てててということがあがるが、大体が機械代とそれを設置する手間、それを調整する経費ということで、委託料で計上している。

○宮本委員 この防犯カメラの設置場所は決定か。市街地中心なのか。

○総務課長 具体的な場所は、運動公園野球場の駐車場に1基、運動公園入口に1基、長峰公園入口に1基、矢板土木事務所のところに1基、市役所の道路沿いに1基、道の駅やいたに1基。いずれも敷地内を見るための防犯カメラではなく、道路上に向けて防犯カメラを設置するということ。

○佐貫委員 その6基をその場所に選んだ根拠は。

○総務課長 県警と協議し、補助金を出すに当たって、県警でもここなら補助金を出せませぬという場所を協議した結果、この6か所ということ。国体の防犯対策ということで、通る車を確認、これは万が一あった場合にしか確認はしないと聞いているが、そのために設置している。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第1号は、原案のとおり可決することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第1号は、原案のとおり可決された。

○委員長 暫時休憩する。 (10:27)

○委員長 会議を再開する。 (10:28)

議案第2号 矢板市自家用有償バス設置条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○総務課長 議案書2ページをお開き願う。

(「議案書」2ページを朗読、3～5ページにより説明。)

条文の朗読に変えて内容を説明する。

公共交通の再編で、新しい公共交通網は今年、令和3年10月1日から切り替わることに伴い、そのうちの中央部循環路線バス6線の路線と料金の変更に伴い、条例の一部を改正するもの。

3ページ第3条が運行の路線を規定しているものであり、今までは10の路線だったものを、中央部を循環する1路線のみとなる。今回大きく改編等もあったが、今後利用者のニーズにスピード感を持って対応していくため、今後は「有償バスの運行路線は、規則で定める」としたもの。

5ページ、第4条は使用料の規定で、乗車1回ごとに100円となるのでその改正。また、下線のところは「減免し、」と表現を直している。

この条例の施行日は令和3年10月1日からである。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第2号に対し、質疑を行う。質疑はあるか。

○中村委員 第3条は、条例で定めると、条例を改正しないと変更ができないということから、素早く対応するために規則にすることによってよいか。

また、「規則で定める」としたときには、その参考資料として規則を添付してほしい。規則がないのに「規則で定める」となると、白紙委任されていることと同じだと受け止める。まあ、問題ないと思うが、条例でそのようにうたう以上、参考資料で提出すべきと思うので、委員会としてもそのように取り扱ってほしい。

次に、今度100円ということで、非常に利用しやすいと思うが、従来と比べ、費用と、使用料との関係はどのように見ているのか。

○総務課長 3点のうち、まずは規則にした理由、今一度申し上げるが、循環している路線が1路線だけだというものもあるし、やってみて利用者の要望があったときに、規則だと正直、地域公共交通会議というものを、国、県、交通管理者、道路管理者、住民、地域住民代表の方とか、そういう方に了承を得て進めていくが、それと市役所内部の手続き等あって、タイミングがうまく合えば、2か月程度でできると思うが、これが議案となると、6か月くらい準備が必要。3か月のタイミングでは結構厳しいところがある。議運までに議案として、形整えて出すとなると間に合わないともう3か月を過ぎてしまうこともある。今回はそういった、1路線であるということとそういうスピード感を持って対応したいということで、規則で対応するというのでさせていただいた。規則は、そちらで定める部分を朗読をさせていただく。条例第3条に定める運行路線は城の湯温泉センターから塩谷病院、矢板駅、矢板市役所、矢板駅東口を經由して、城の湯温泉センターまでの間とすると規則のほうで。おっしゃるとおり。これからこういった場合には規則も、資料として添付をさせていただく。

料金については…

○委員長 暫時休憩する。 (10:35)

○委員長 会議を再開する。 (10:38)

○総務課長 先ほど規則を資料として付けるという話で了解したということ述べたが、条例で規則に委任している規定は数え切れないほどある。だからできないとい

うわけではないが、また、条例を制定してその後規則を制定するという順番のものの中にはある。今回はたまたま、今までやったものを変えたので、同時で条例と規則というふうに整備をしたので今私も読み上げさせていただいたが、必ずしも全てが対応できるというものではないということで、例えば市営バスについては、この市営バス限定の話になってしまうが、全協などで報告する機会もあるので、そういったところで御理解いただければと思う。

料金については、この自家用有償バスを循環路線で1周したときに、計算だと1人280円。ただ、1周乗る人はいないのかなど。場合によっては塩谷病院からダイユーまでとか、そういうのも考えられるので、料金は100円と設定した。

○中村委員 使い勝手はいいと思う。その収支バランスはどうか。

2番目の話の件だが、さっきそう言われたが、我々は、条例の制定、変更を提案されたときは、どういうふうにするのかということが当然重要で、それを審査しなければいけない。そのときに、規則で定めます、市長が定めます、その一言でこの条例をね認めてください。それは本当に、そういうふうに思っていますかという。この一委員会だけの話じゃなく、議会の対応としてこれから取り扱わなきゃならないと思うし、これから議会と執行部との関係の中で考えていかなきゃならない内容だというふうに思っている。私はあくまでもそういう委任の仕方はないと思っているので、それはこの議会の中で、議会改革も含めて扱ってもらえればということで、これはこっちで話すので、その件は結構である。

○委員長 暫時休憩する。 (10:43)

○委員長 会議を再開する。 (10:44)

○佐貫委員 収支バランスに関し、少しでも収益を上げるために、バス停のネーミングライツなどの企画を積み重ねていくしかないのかと思うが、例えば、広告ラッピングバス含め、ほかに具体的な施策があるか。

○総務課長 現在でも市営バスに広告を貼ることは可能だが、実際、過去に何回か利用された程度で余り利用されていない。中央部を循環するようになることで今のラッピングの件を、また矢板駅のバス路線図、これまでは7路線あったため、掲示板で結構大きい面積を占めていた。それがいらなくなるので広告をとということで準備を進めている。また、バスのラッピングということで右・左・後ろに。大きさとか、料金の設定を今準備している。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第2号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第2号は、原案のとおり可決された。

議案第 3号 矢板市市税条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○税務課長(丸谷久美子) 議案書6ページをお開き願う。

(「議案書」6ページを朗読、7～41ページまでにより説明)

今回の改正は、令和3年度地方税制改正により、4月1日過ぎに施行されるものの改正と、用字・用語の整理等による改正である。

主な改正について申し上げる。

8 ページ下段から 9 ページの第 24 条第 2 項の改正は、扶養控除における国外居住親族の取り扱いの見直しを踏まえ、個人市民税の非課税限度額の算定基礎となる扶養親族について、原則として 30 歳以上 70 歳未満の国外居住親族を除く改正。

9～13 ページの第 34 条の 6 の改正は、特定公益増進法人等に対する寄付金のうち、出資に関する業務に充てられることが明らかな寄付金を控除の対象から除外する改正。

14 ページ第 36 条の 3 の 3 と、36 ページ附則第 5 条の 3 の改正については、第 24 条の改正と同様、扶養控除における国外居住親族の取り扱いの見直しを踏まえた改正。

36 ページ下段の附則第 5 条の 4 の改正は、特定一般用医薬品等購入費を支払った場合の医療費控除の特例を 5 年延長し、令和 9 年度までとする改正。

その他の改正については、用字・用語の整理等による改正。

施行期日、経過措置については、41 ページ附則に記載のとおり。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第 3 号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○中村委員 寄附金の税額控除で、「出資に関する業務に充てられることが明らかなもの」、その「明らかなもの」というのは、いわゆる出資金という受け止めでいいか。要は、いろんな公益法人に対して、出資したときに、今まではその出資金も該当だったが、今後その出資金については除かれるという理解なのかと思うが、それを確認したい。

そして、そうであるなら、出資金というのは通常、出資しているだけであって、後々そのリターン、配当や割戻金など戻ってくるので、あくまでも寄附としては扱えないという意味合いなのかと思うが、どうか。

○税務課長 今回の改正については、この「出資に関する業務に充てられることが明らかになるもの除き」ということなので、これらの法人に対して寄附金が、その寄

附先で、出資に関する業務に充てられることが明らかな場合を除くという意味になる。

○中村委員 ということは、例えば日本赤十字に寄附したとしたら、その日本赤十字の事業に充てられるものだったら、寄附金控除を受けられるが、その日本赤十字に対する出資ということで資本に充てられるようなものについては、寄附金と見なされないので、控除を受けられなくなるという理解でいいか。

○税務課長 今回の改正については、国税の改正に合わせて改正するものであるが、その法人の範囲に、出資に関する業務を行う旨の定めがあるものが加わったことから、寄附金控除について、その対象となる寄附金から出資に関する業務に充てることが明らかな寄附金を除外するという改正になっている。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

(なし)

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第3号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第3号は、原案のとおり可決された。

議案第 4号 矢板市家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準を定める条例の一部改正について

○委員長 提案者の説明を求める。

○子ども課長(小野崎賢一) 議案書42ページをお開き願う。

(「議案書」42ページを朗読、43～62ページにより説明。)

議案の朗読に替えて改正条項のポイントを説明する。

今回のこの条例の改正だが、厚生労働省令で定めている家庭的保育事業等の設備及び運営に関する基準が改正されたことに伴い、条例を改正するもの。

この条例は児童福祉法により、市町村は家庭的保育事業等、いわゆる0～2歳を保育する事業となるが、この事業を条例に定めている家庭的保育事業、小規模保育事業、居宅訪問型保育事業及び事業所内保育事業、この4つの事業の設備や運営について、厚生労働省令で定める基準に従って、条例で基準を定めることになっている。

具体的には、設置しなければならない設備として、保育室や調理室、便所などを設置すること。また、保育室の面積要件、配置する職員の数や資格についての基準を定めている。なお、この条例により設置している事業所は、矢板市にはない。また、0～5歳を保育する事業である、保育所・保育園、認定こども園については、栃木県条例で定めている。

では、43ページの第6条を説明する。保育所との連携を規定している。

45 ページ第2項で代替保育、こちらは第1項第2号に規定されているが、これに係る連携施設の除外規定となっている。

46 ページ第3項、代替保育を連携する事業を定義している。

47 ページ第4項、市長は連携施設の確保が困難であると認める場合には、第1項第3号の規定を適用しないことができるということの規定を入れている。また、第5項、連携が困難な場合、子ども・子育て支援法に規定する、助成を受けている者が設置する施設、民間保育所のうち、事業所内保育というものだが、これは連携事務所を確保する必要があるという内容を追加するもの。

48 ページ第16条。食事の提供を規定。第2項に第4号を追加しております。この前の第15条に、食事は自園で行うことを規定している。ただ、第16条第2項で、施設からの提供を可能としているが、その施設として、家庭的保育事業等により給食の趣旨を十分に認識等できるものとして、市長が定めるものを追加することになる。

50 ページ第 28 条、54 ページの第 44 条、これは同じような内容の改正。第 28 条は小規模保育事業A型の設備基準。第 44 条が、保育所型事業所内保育事業所の設備基準を規定している。建築基準法施行令の改正があり、設備基準の改正となっている。

53 ページ第 37 条。居宅訪問型保育事業を規定している。第 1 項第 2 号の改正で、第 6 条第 5 項で、「子ども・子育て支援法」が追加されたので、法律番号を削るという内容。同項第 4 号は、「母子及び寡婦福祉法」が「母子及び父子並びに寡婦福祉法」と題名が改正となったため改正となるもの。あわせて、項がずれたことによる改正。また、「保護者の疾病、疲労その他の身体上、精神上若しくは環境上の理由により家庭において乳幼児を養育することが困難な場合」を追加している。

56 ページ第 46 条。連携施設に関する特例を規定しているが、第 2 項、3 歳以上の児童を受け入れている保育所型事業所内保育事業を行っているもののうち、市長が適当と認める場合には、卒園後の受け皿の提供を行う連携施設の確保を不要とすることができるというものを追加する。

57 ページ第 50 条。「電磁的記録」の規定を追加するもの。条例の規定により作成することになる書面、例えば書類とか文書、謄本、抄本、副本その他文字や図形、これらを書面で行うということが規定されているが、それを書面に変えて電磁的記録、いわゆる電子的方式、あるいは磁氣的方式、電子計算機による情報処理のように供されるもので可とする規定となる。

58 ページ附則第 2 条。「食事提供の経過措置」、条例の施行日は平成 27 年 4 月 1 日だが、家庭的保育事業の許可を受けた施設については、自園調理への移行に向けた努力義務を課しつつ、自園調理に関する規定の適用を条例の施行日から起算して 10 年までの間猶予することを追加するもの。

60 ページ附則第 33 条。連携施設に関する経過措置というものを規定しているが、全国的には連携施設の要件を全て満たしている事業者が少ないということから、特例保育所型事業所内保育事業者というものを除いて、この経過措置を、「5 年」から

「10年」に緩和する改正。

附則として、この条例の施行日は令和3年7月1日から施行。

説明は以上である。

○委員長 これより議案第4号に対し、質疑を行う。質疑はないか。

○佐貫委員 説明だと、この条例に該当する矢板市の施設はない。だから、利用者に利益も不利益もないということ。例えば今後、矢板市に人が増えて、待機も増えて、施設ができたとなった場合、今、矢板市にあった場合と、この条例により今後できた場合は、利用者は、利益を得られる改正なのか、不利益になるのか。

○子ども課長 当然、改正の趣旨としては利用者にとって、事業所も含めて、利益を得られるような改正となっている。

○佐貫委員 特にここがあるから、今後、利用者にとって利益があるというような条文はどこか。

○子ども課 附則の中に2つ挙げているが、「食事の提供の経過措置」と「連携施設に関する経過措置」で、いずれも本来であれば、食事の提供についても、自園でしなければならないよううたっているが、連携できる施設があって、委託や、食事の提供できる施設を構えている…事業所によっては、保育所をやりながら、家庭的保育事業をやる事業者も中には出てくると思う。そういった場合には、家庭的保育事業に、保育所でやっている給食を提供することが可能となっているが、家庭的保育事業者だけでやると自園調理となるので、設備まで整えなければならないとなると、なかなか始めづらいところもあると思うので、そういったところで、事業所にとっては手を挙げやすい、また、事業者がそういったものに手を挙げられるのであれば、利用者も増えてくるかと思う。

また、連携施設に関する経過措置では、全国的にはまだまだ連携施設を…これは0～2歳の家庭的保育事業をやる事業者が、その卒園後の施設について、連携をしていかなければいけない規定だが、単体でやっているところだけではなくて…

○委員長 暫時休憩する。 (11:12)

○委員長 会議を再開する。 (11:15)

○子ども課長 連携施設の経過措置について、今回の改正については家庭的保育事業者が、満3歳で卒園する園児の卒園後の受け皿を提供する保育所、幼稚園または認定こども園を連携施設として適切に確保しなければならないということが、第6条で規定されている。ただ、今回の改正により、家庭的保育事業者による保育の提供を受ける3歳未満の幼児の卒園後の受け皿が提供されるように、市長が必要な措置を講じる場合には、家庭的保育事業者による連携施設の確保は不要とするというような改正となっている。市長が必要な措置を講じる場合ということになるので、優先的ということではないが、保育所については、市での手続きになるので、余裕があるような保育園等に家庭的保育事業所を卒園する方について確保していくと。市長が、矢板市として確保していくということであれば連携施設を設けなくても大丈夫だというような改正となっているので、施設設置者にとってみれば、やりやすくなっていくのかと思う。

○委員長 ほかに質疑はあるか。

○委員長 なければ議案に対する質疑は、これで終了する。

続いて、討論を行う。討論はないか。

(討論なし)

○委員長 なければ討論を終了する。

これより採決する。議案第4号は、原案のとおり決定することに異議ないか。

(異議なし)

○委員長 異議なしと認める。

したがって、議案第4号は、原案のとおり可決された。

委員長報告

○委員長 以上で、この委員会に審査を付託された案件は全て終了した。

委員長報告については、私に一任願えるか。

(異議なし)

○委員長 それでは、私に御一任願う。

閉 会

○委員長 これで総務厚生常任委員会を閉会する。

(1 1 : 1 7)